

報 第 1 7 号

専決処分報告について

（道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について）

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和3年（2021年）5月31日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専第 17 号

道路上の事故による和解及び損害賠償額の決定について

本市管理の道路上（大字両田尻地内）で発生した自動車の事故に関し、下記のとおり和解し、損害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 3 年（2021 年）5 月 19 日

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
（記載削除）	柏崎市は、相手方の車両の被害総額（9,000 円）のうち、50 パーセント相当額を損害賠償額として相手方に支払うものとする。	円 4,500